

第4章 市役所としての取り組み

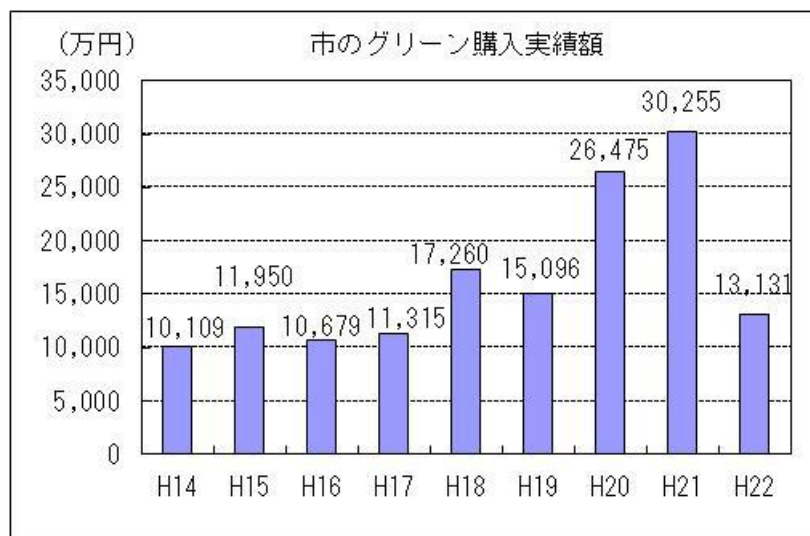
市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. グリーン購入

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

市でも、平成13年4月に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努力してきました。庁内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を市議会に公表しています。

今後、一層グリーン購入を推進し可能なかぎり環境に配慮した製品の購入を推進していきます。（経年的な実績を報告します）。



2. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するための市民、事業者、市がそれぞれのとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取り組みを行う必要があります。環境配慮の取り組みを具体的に示

し、行動をしていきます。

市では、各課独自の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組んでいます。

このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置します。

環境行動チェックリスト（各課共通用）

	項 目
節電対策	エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房温度は28度、暖房温度は19度）
	使用しない時はパソコン等のOA機器をこまめに消す。
	コピー機など電気を消費する機器の導入にあたっては省エネタイプのものを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	健康増進を兼ねて体力に自信のある人は、4階までエレベーターを使わないで階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要な範囲に止める。またパソコン、プリンター、コピー機も不急の場合は電源オフ。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積り、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付に当たりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用ができるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
	水道はむやみに流さずこまめに止める。

*市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料のページに掲載しています。

平成22年度各課のチェックリストの達成状況をパーセンテージで表わしました。

このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行って行きます。

課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）
企画政策課	98.9	健康課	85.0	庶務課	77.6
財政課	100.0	子育て支援課	80.8	学務課	90.5
広報秘書課	100.0	保育課	95.0	指導室	61.6
情報システム課	100.0	くりのみ保育園	89.1	第一小学校	90.0
総務課	98.7	わかたけ保育園	95.0	第二小学校	94.9
地域安全課	91.7	小金井保育園	100.0	第三小学校	83.3
職員課	95.3	さくら保育園	85.0	第四小学校	94.0
管財課	94.8	けやき保育園	92.6	東小学校	65.2
市民課	89.5	ピノキオ幼児園	100.0	前原小学校	76.5
コミュニティ文化課	95.0	児童青少年課	90.0	本町小学校	100.0
はげの森美術館	90.0	本町児童館	89.1	緑小学校	93.8
マロンホール	95.0	東児童館	92.7	南小学校	69.6
婦人会館	81.8	貫井南児童館	94.7	第一中学校	86.7
上之原会館	84.6	緑児童館	98.4	第二中学校	100.0
西之台会館	81.8	たまむし学童	90.3	東中学校	89.5
上水会館	83.6	あかね学童	80.2	緑中学校	92.5
経済課	94.6	ほんちょう学童	90.9	南中学校	100.0
保険年金課	88.2	さくらなみ学童	94.7	生涯学習課	94.6
市民税課	61.0	さわらび学童	90.3	スポーツ振興係（総合体育館）	70.0
資産税課	86.3	たけとんぼ学童	85.4	図書館	84.6
納税課	61.0	まえはら学童	90.8	公民館本館	71.4
環境政策課	63.2	みどり学童	82.8	本町分館	77.8
ごみ対策課	68.3	みなみ学童	93.0	貫井南分館	73.1
中間処理場	97.8	都市計画課	83.2	東分館	82.4
水道課	87.3	まちづくり推進課	82.4	緑分館	68.2
梶野浄水場	88.6	道路管理課	89.4	議会事務局	77.4
下水道課	85.8	建築営繕課	88.2	選挙管理委員会事務局	77.8
地域福祉課	73.3	交通対策課	89.1	監査委員事務局	92.1
障害福祉課	85.7	再開発課	97.3	農業委員会事務局	94.6
障害者福祉センター	70.0	区画整理課	88.7		
介護福祉課	78.1	会計課	66.7		

3. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市役所に勤務する職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取り組みは、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設（各課）において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。更なる市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市役所全施設）

全施設	排出量	処分量	再利用量
平成18年度	465,942kg	146,150kg	319,792kg
平成19年度	421,588kg	139,883kg	281,405kg
平成20年度	373,448kg	75,884kg	297,564kg
平成21年度	352,495kg	70,392kg	282,103kg
平成22年度	358,419kg	74,413kg	284,006kg

4. 小金井市地球温暖化対策地域推進計画

上記の小金井市地球温暖化対策地域推進計画を平成22年3月に策定しました。市は、小金井市環境基本条例に基づいて「小金井市環境基本計画」を策定し、さらに環境保全を効率的に進めるため取組むべき実施事項、優先して対応する事項を「小金井市環境保全実施計画」で明らかにしました。この中で市域の地球温暖化防止を推進する地球温暖化対策地域推進計画を策定すると掲げました。一方、低炭素社会を実現するために、市町村等の地方自治体には「京都議定書目標達成計画」で定める国内の目標達成に貢献することが求められています。これらの背景を踏まえて、市では自主的、積極的取り組みとして、小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

また、市では、地球温暖化対策実行計画（市役所版）を平成19年3月に策定しています。

現行の市役所版の計画は計画最終年度（平成22年度）に見直しを行い、改定しました。（資料参照）

5. 小金井市環境マネジメントシステム

市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取り組みを一層強化し、また、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために策定しました。

小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境マネジメントシステムの取り組み

監査及び研修等の実施結果

項目	日程	内容
内部環境監査	平成21年8月	全40課実施報告書確認後、14課の内部監査を実施
	平成22年8月	18課の内部監査を実施
研修	平成20年3月	職員マネジメント研修
	平成21年8月	内部監査研修

市では、毎年監査を行います。その中で3年をかけて各課の内部監査を行うこととしています。22年度は、5部18課（環境部：環境政策課・ごみ対策課（中間処理場含む）・水道課・下水道課、福祉保健部：地域福祉課・障害福祉課・介護福祉課・健康課、子ども家庭部：子育て支援課・保育課・児童青少年課、都市整備部：都市計画課・まちづくり推進課・道路管理課・建築営繕課、開発事業本部：再開発課・区画整理課）を行いました。

監査結果として、注意の指摘を受けた課は8課あり、指摘事項は「ごみ箱の数が多し」「紙片を資源ではなくごみとしている」等の理由でした。

法令等に関わる重大な指摘事項は見受けられませんでした。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あがて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

第5章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境市民会議」「環境審議会」「環境基本計画推進本部」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

小金井市環境市民会議は、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うことや市長に対し意見を述べることを主な機能としています。

環境審議会は、環境基本計画の点検評価結果について市から報告を受け、これについての評価を行った上で、市長に対して提言等を行います。（平成22年度4回開催）

環境基本計画推進本部は、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐことを機能としています。また、小金井市環境マネジメントシステムの内部監査を行います。（平成22年度2回開催）（内部監査3日間）

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取り組みを含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（平成22年度2回開催）

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っていくほか、環境市民会議の活動を支援しています。

4. 点検指標による計画の進行管理

環境基本計画では、計画の進捗状況を点検・評価するために、点検指標及び定量目標を定めています。

点検指標の基本的な考え方として、必要に応じて指標項目や目標を柔軟に改善していくとしており、個別の指標に基づく点検に加えて、測定できている指標数、目標値を定めている指標数についても測定し、それぞれの数の変化を評価対象としています。

※点検指標は小金井市環境基本計画にあります。

資料編

小金井市の環境の状況（平成22年度）

公害苦情の発生状況

公害の発生源と用途地域別件数

用途地域 発生源	第1種2種 低層住居専用	第1種2種 中高層住居 専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	合計
工場	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	2	0	0	0	0	0	2
建設作業	5	5	2	1	2	0	15
一般	56	4	5	4	1	1	71
合計	63	9	7	5	3	1	88

公害の種類と用途地域別件数

用途地域 現象別	第1種2種 低層住居専用	第1種2種 中高層住居 専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	合計
騒音	13	4	2	3	1	1	24
振動	3	3	1	1	1	0	9
悪臭	18	2	2	2	1	0	25
粉じん	2	1	0	0	1	0	4
ばい煙	2	0	1	1	0	0	4
その他	31	0	1	1	0	0	33
合計	69	10	7	8	4	1	99

公害苦情件数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
騒音	6	7	32	34	32	34	37	30	24
振動	0	5	7	13	10	11	11	7	9
悪臭	5	7	59	52	51	56	13	11	25
粉じん	3	3	5	7	1	4	2	3	4
ばい煙	21	9	0	0	0	1	8	0	4
その他	0	24	1	4	0	29	66	70	33
合計	35	55	104	110	94	135	137	121	99

特定建設作業実施届出件数

ア 騒音規制法に基づく届出件数 81件

イ 振動規制法に基づく届出件数 69件

建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は法律や条例で規制対象となっています。届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。

騒音規制法：基準値85デシベル 振動規制法：基準値75デシベル

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

単位：デシベル

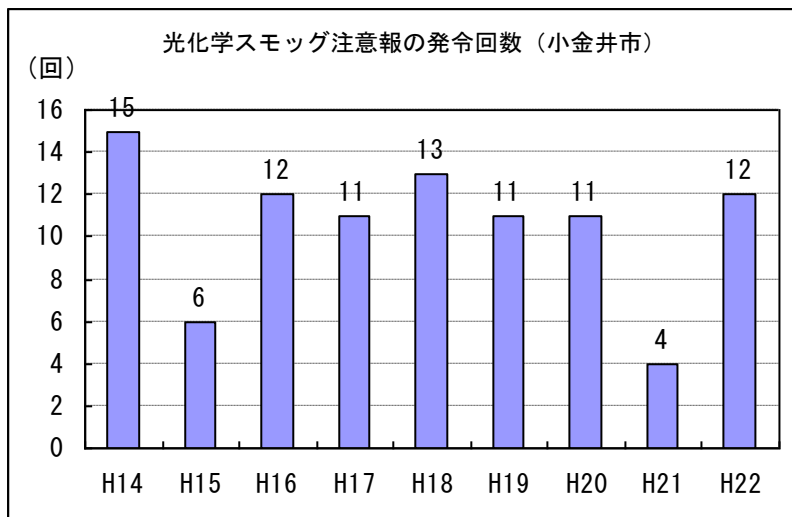
20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
音 蛍光灯	木の葉の触れ合う ささやき声	郊外の深夜 静かな住宅地 小鳥のさえずり	深夜の街 エアコン室外機	静かな事務所 チャイム	普通の会話 掃除機	騒々しい街頭 ピアノの音	地下鉄の車内 犬の鳴き声	大声 ガード下 電車が通る	ヘリコプター のそば	飛行機の エンジンのそば

近年、工場、指定作業場の公害発生というものより、一般の生活公害（生活騒音等）が増えてきています。これは、法律や条例で規制するにはなじみにくいものです。日常生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオなどから発生する音、人の声、ペットの鳴き声など、人が日々生活することにより発生するものです。

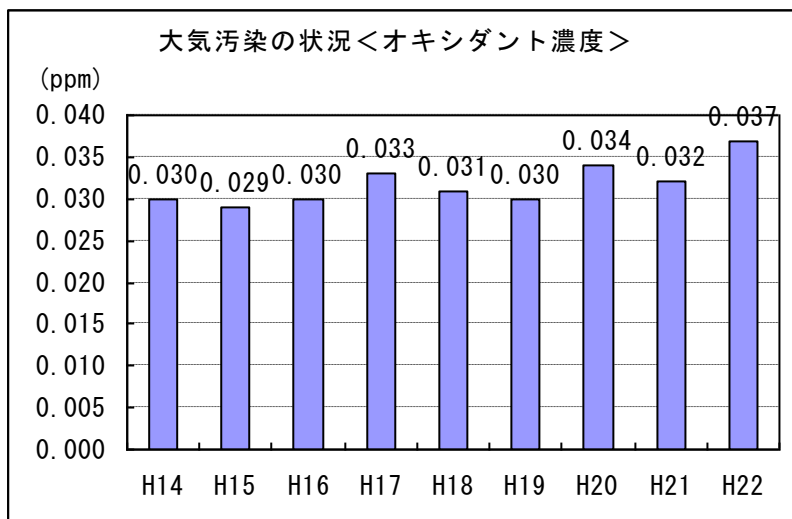
生活騒音は人の活動にともなって発生するものですから、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合には、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりがふだんから、社会性を大切にしよう心がけていくことが必要になります。

大気汚染の状況（図は、東京都の観測データ 観測場所：小金井市本町）

小金井の光化学スモッグ発生状況



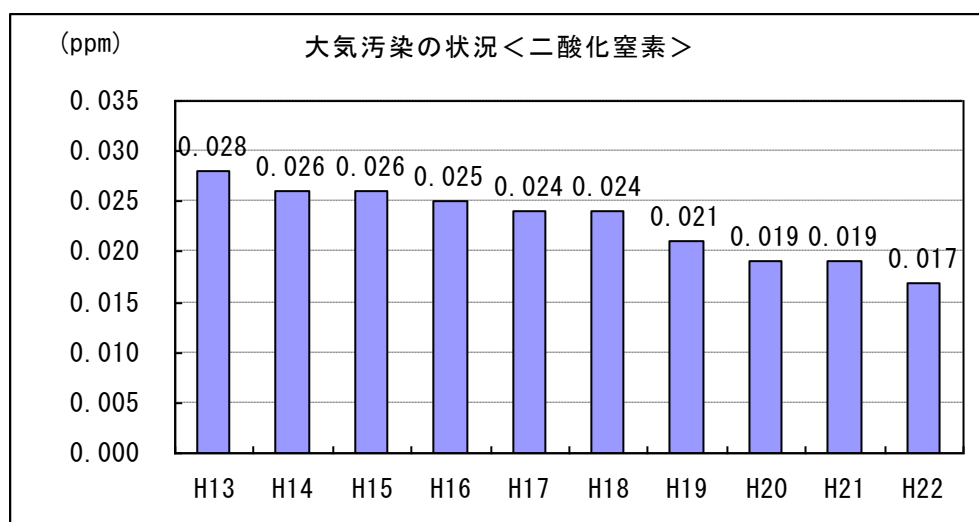
光化学オキシダント



光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。

光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

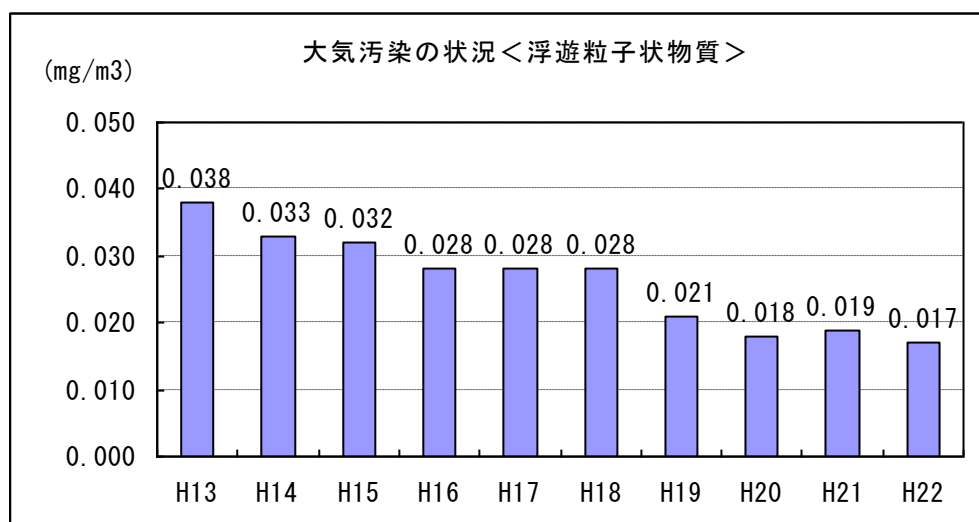
二酸化窒素



大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素です。赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくいという性質をもっているため、人体に吸収されると肺深部に達し肺水腫等の原因になります。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

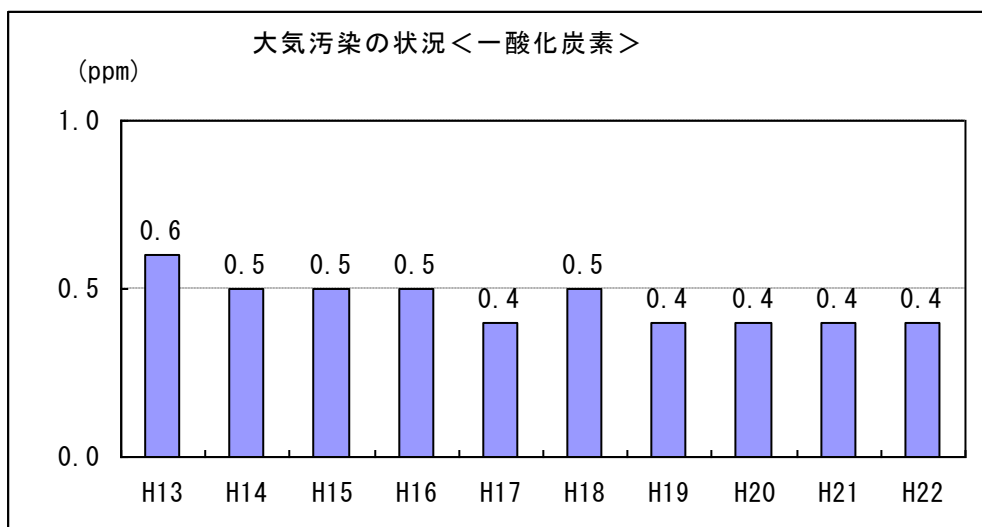
浮遊粒子状物質



大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル）以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されています。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が、0.20 mg/m³以下であること。

一酸化炭素



燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境上の条件：1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること。

小金井市の大気質調査

(1) ダイオキシン類

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施しています。市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

調査項目：ポリ塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度を測定しています。

ダイオキシン類測定

表1 (環境基準：0.6pg-TEQ/m³)

調査地点	8/18～8/19	2/3～2/4
	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	
① 小金井市東センター	0.023	0.060
② 小金井市保健センター	0.021	0.043
平均値	0.022	0.052
平均値	0.037	

二重測定

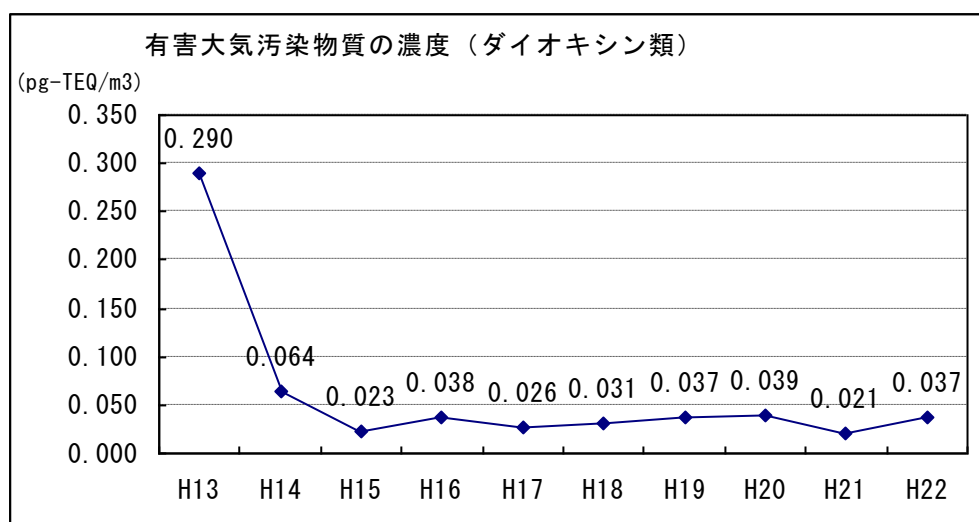
調査地点	8/18～8/19	2/3～2/4
	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	
小金井市保健センター	0.019	0.038

環境基準及び公表データとの比較（22年度大気質調査報告書から）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が大気中 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下と定められ平成12年1月15日から適用されました。（平成11年環境庁告示第68号）

今年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF（2006）の毒性等量でみると最大値は冬期の小金井市東センターの $0.060\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、最小値は夏期的小金井市保健センターの $0.021\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、2期の平均値は $0.037\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準を十分満足する値でした（表1）。

また、今年度の調査結果を平成21年度に東京都環境局が行った都内19箇所の平均値（ $0.041\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）と比較しても低い値でした。



地域住民への環境評価

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15 m^3 、体重を 50kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果 $0.037\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ を用いて計算すると $0.011\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となります。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）である $4\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ と比較すると 0.28% の寄与率でした。

※pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

※TEQ（ティーイーキュー）＝毒性等量（Toxic Equivalentents）の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値。

※TEF（ティーイーエフ）＝ダイオキシン類の毒性等価係数

(2) 窒素酸化物

市では、平成22年度に、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である窒素酸化物濃度を住宅地や交差点で測定するとともに、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

簡易測定法による二酸化窒素を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。得られた測定結果を基に、今年度の最大値、最小値、平均値を表にまとめました。

全ての調査地点において、環境基準値^{*1}を下回っていました。

住宅地域については、最大値が「小金井市庁舎」の0.028ppm、最小値が「本町 3-1」の0.017ppmでした。また、住宅地域31地点の平均値は0.023ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が「貫井北町 4-1」の0.041ppm、最小値が「東町 1-44」の0.025ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.031ppmでした。

二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.028	0.017	0.023
交差点・沿道地域	0.041	0.025	0.031

*1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

窒素酸化物について

窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が主であり、通称ノックス(NO_x)と呼ばれています。

主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源です。燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合があります。自然界においても雷や土壌中の微生物によって生成されます。

人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。

二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するので、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となります。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。

窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶解すると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっています。

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果を示しました。また、得られた測定結果を基に、調査期間の平均値と最大値を表にまとめました。

両地点において、3日間とも環境基準値^{*2}を下回っていました。

調査期間中の1日ごとの平均値、3日間平均値、1時間値の最大値において、新小金井交番より小金井駅北口交番の濃度が高い結果となりました。

浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m³

調査地点名	2月22日 (火)	2月23日 (水)	2月24日 (木)	3日間 平均値	1時間値の 最大値
小金井駅北口交番	0.025	0.027	0.033	0.028	0.058
新小金井交番	0.020	0.024	0.026	0.023	0.056

*2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること、かつ1時間値の最大値が0.20mg/m³以下であること。

浮遊粒子状物質について

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものを指します。Suspended Particulate Matterの頭文字からSPMと略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となるなど、人の健康に影響を及ぼします。10μmを超える粒子は上気道領域で捕捉されるが、10μm以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5μm以下のものは肺泡領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

道路交通騒音・振動測定結果

	騒音 (dB)						振動 (dB)			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
連雀通り	70	65	75	70	66	63	65	60	42	37
五日市街道					69	67			48	41
新小金井街道					66	64			43	41
東八道路					67	63			46	40
小金井街道					68	65			70	65

平成22年度は、市内5か所の道路（連雀通り、五日市街道、新小金井街道、東八道路、小金井街道）で測定を行っています。

〔騒音〕昼夜の測定で、夜間に、環境基準を超過した地点が1か所あります。

〔振動〕要請限度を超過した地点はありませんでした。

環境基準：人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい値。

要請限度：道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。

衛生害虫等の発生相談状況

No.	種 類	件 数	No.	種 類	件 数
1	カ・ハエ	0	8	羽アリ類	1
2	ゴキブリ類	0	9	ユスリカ	0
3	ダニ類	0	10	シロアリ	4
4	毛虫類	1	11	ネズミ	342
5	ノミ類	0	12	ヤスデ	0
6	アメリカシロヒトリ	1	13	甲虫類	0
7	ハチ類	212	14	その他	40
				計	601

近年、ネズミの相談が増えています。また、その他の相談は殆んどが、ハクビシンの相談です。

ハチ類については、アシナガバチ62、スズメバチ72、クマバチ1、その他（不明）77の相談件数がありました。

近年、住宅地にハチの巣が多く発見されます。アシナガバチ、スズメバチ類の棲息地の都市周辺の丘陵地や低山地が住宅化されるとともに、人との接触の機会が増えてきていると思われます。ハチはえさとして各種の昆虫、カやクモをえさとしています。

また、アシナガバチは街路樹や、庭木などにつくアオムシや毛虫も食べていますので、人間にとって必ずしも害をおよぼすとは限りません。

しかし、自宅にハチの巣が出来てしまって、生活行動に影響が出る場合は駆除しなければなりません（影響がなく駆除しなくてすむ場所であれば、12月くらいまで待てばその巣は空になります。越冬は基本的にしません）。

*市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを行っていますので、ご希望の方は環境政策課に相談してください。

また、ご自分で駆除が困難な場合は、専門業者に依頼して駆除をしていただくことをお勧めします（費用は自己負担になります）

22年度野川の水質

野川の水質調査を小金井市最下流の柳橋で、6月と11月の年2回調査を行っています。

(1) 生活環境項目

調査項目	単位	環境基準値	H22.6.3	H22.11.11
PH(水素イオン濃度)	—	6.0以上 8.5以下	7.6	7.5
DO(溶存酸素)	mg/l	2 mg/l 以上	9.3	10.2
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/l	8mg/l 以下	0.7	0.7
COD(化学的酸素要求量)	mg/l	—	3.1	2.6
SS(浮遊物質)	mg/l	100 mg/l 以下	5	7
大腸菌群数	MPN/100ml	—	13000	3300
T-N(全窒素)	mg/l	—	5.18	7.23
T-P(全りん)	mg/l	—	0.036	0.028

PH(水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性の程度を示します。PH7が中性で、7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性です。
DO(溶存酸素)	水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠です。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加します。DOが3mg/l以下になると魚などの生息が困難になります。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を示します。川などに入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標です。
COD(化学的酸素要求量)	水中の有機物を酸化剤(過マンガン酸カリウムなど)で分解する際に消費される酸素の量を示します。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れません。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用います。
SS(浮遊物質)	水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物などがおもな成分です。

(1) 健康項目

調査項目	単位	環境基準値(D 類型)	H22.6.3	H22.11.11
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	10 mg/l 以下	4.68	6.45

井戸水調査 22年度平均値

市では、年4回の水質監視測定を行っています。数値は、年4回測定の平均値を表しています。

単位：mg/l

物質名 等 調査地点	トリクロロ エチレン	テトラクロロエ チレン	トリクロロ エタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
貫井南町 1-24	0.0007	ND	ND	7.17
中町 1-15	0.0010	ND	ND	2.35
中町 2-15	ND	ND	ND	1.76
梶野町 3-12	ND	ND	ND	4.09
関野町 1-11	0.0008	0.014	0.0002	6.78
緑町 3-13	0.0044	0.0178	ND	3.75
桜町 1-2	0.0015	0.0135	ND	0.94
桜町 3-6	0.0007	0.0011	ND	0.17
東町 1-41	0.0010	0.0030	ND	0.02
中町 2-1	0.0009	0.0005	ND	0.98
緑町 1-1	0.0009	0.0018	ND	0.53
中町 3-14	ND	ND	ND	2.98
貫井北町 5-13	0.0010	0.0027	ND	2.85
貫井南町 2-1	ND	ND	ND	2.81
環境基準	0.03 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

* 定量下限値未満を「ND」で表わします。

トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられています。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす、発がん物質である可能性が高いとされています。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼びます。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられています。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘され、慢性毒性として発がん性の疑いがあるとされています。

トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品などの洗浄用に使われています。
----------	---

市では平成22年度に、水質、水生生物（貫井神社・滄浪泉園・美術の森緑地）の調査を行っています。

水質

貫井神社

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月10日
気温	℃			20.8	10.8
水温	℃			17.4	17.2
臭気				無臭	無臭
流量	l/min			306	852
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.1	6.2
電気伝導率	mS/m			27.1	20.5
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10 以下	5.83	8.33
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03 以下	0.0006	0.0011
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01 以下	0.0019	0.0018
1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1 以下	ND	ND

滄浪泉園

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月10日
気温	℃			22.8	10.6
水温	℃			17.0	17.0
臭気				無臭	無臭
流量	l/min			60	132
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.5	6.3
電気伝導率	mS/m			16.3	19.0
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10 以下	5.23	7.29
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03 以下	0.0005	0.0015
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01 以下	0.0003	0.0005
1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1 以下	ND	ND

美術の森緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月10日
気温	℃			19.5.	11.5
水温	℃			17.4	16.9
臭気				無臭	無臭

流量	l/min			132	144
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.4	6.3
電気伝導率	mS/m			20.2	18.2
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10 以下	8.98	7.88
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01 以下	0.0004	0.0005
1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1 以下	ND	ND

水質調査

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。(22年度版水質監視測定及び湧水調査報告書から)
6月、12月の調査共に前日の降雨は無く、水質は外観上外観上で濁りなどは見られず安定していた。

水温については、貫井神社で17.4℃(6月)、17.2℃(12月)、滄浪泉園で17.0℃(6月)、17.0℃(12月)、美術の森緑地で17.4℃(6月)、16.9℃(12月)であった。年間変動は小さく、各調査地点で水温はほぼ同じレベルであった。

外観、臭気はいずれの調査地点でも無色透明、無臭で特に異常はみられなかった。

流量については、貫井神社で306ℓ/min(6月)、852ℓ/min(12月)、滄浪泉園で60ℓ/min(6月)、132ℓ/min(12月)、美術の森緑地で132ℓ/min(6月)、144ℓ/min(12月)であった。いずれも6月に比較して12月には増加する傾向がみられた。要因としては、降雨が11月、12月で多かった日があったためと考えられる。(気象庁府中観測データ11/23: 23mm、12/3: 80.5mm)

pH値については、貫井神社で6.1(6月)、6.2(12月)、滄浪泉園で、6.5(6月)、6.3(12月)、美術の森緑地で6.4(6月)、6.3(12月)と、若干酸性の値であった。要因としては東京での雨水のpH値が5~6程度であること、窒素分の酸化などが考えられる。

電気伝導率については、貫井神社で27.1mS/m(6月)、20.5mS/m(12月)、滄浪泉園で16.3mS/m(6月)、19.0mS/m(12月)、美術の森緑地で20.2mS/m(6月)、18.2mS/m(12月)であった。貫井神社では、他の2地点よりやや高い値であった。

硝酸性窒素については、貫井神社で5.83mg/ℓ(6月)、8.33mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で5.23mg/ℓ(6月)、7.29mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で8.98mg/ℓ(6月)、7.88mg/ℓ(12月)であった。すべて環境基準値を満たしているが、美術の森緑地がやや高めの傾向であった。市内には農地があり、施肥により肥料中のアンモニア窒素が酸化されて地下水へと移行して硝酸性窒素となっていると考えられる。

トリクロロエチレンについては、貫井神社で0.0006mg/ℓ(6月)、0.0011mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で0.0005mg/ℓ(6月)、0.0015mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で<0.0002mg/ℓ(6月)、0.0002mg/ℓ(12月)、全地点で環境基準を満足していた。

テトラクロロエチレンについては、貫井神社で0.0019mg/ℓ(6月)、0.0018mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で0.0003mg/ℓ(6月)、0.0005mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で0.0004mg/ℓ(12月)

ℓ（6月）、0.0005mg/ℓ（12月）であり、貫井神社が他の地点より高い値であった。また、全地点とも環境基準を満足していた。

1,1,1 トリクロロエタンは全地点で不検出（<0.0002mg/ℓ）であった。

以上の結果で留意すべき点としては、硝酸性窒素の濃度が高くなると生態系への影響が懸念される。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは自然界には存在しない物質で過去の人為的汚染によるものである。土壌中で長期の残留性があり、微生物分解作用も時間がかかるため、今後も継続的な監視が必要と考えられる。

水生生物等

貫井神社

No.	門名	和名	貫井神社			
			6月10日		12月10日	
			個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	扁形動物門	ナミウズムシ	14	0.03		
2	軟体動物門	カワニナ			1	0.167
3	環形動物門	オヨギミミズ科	111	0.603	159	0.396
4		ヨゴレイトミミズ属				
5		ユリミミズ属				
0		ユリミミズ				
7		イトミミズ	108	0.853	9	0.006
8		ツリミミズ目			2	0.031
9		シマイシビル	23	0.219	5	0.099
10	節足動物門	ミズムシ	242	0.853	231	0.576
11		カワリヌマエビ属				
12		アメリカザリガニ				
13		サワガニ	1	0.234	15	0.803
14		シロハラコカゲロウ	77	0.103	129	0.114
15		オニヤンマ			36	0.017
16		オナシカワゲラ属				
17		シマアメンボ				
18		ヒガシヤマクダトビケラ属			1	0.002
19		カクツツトビケラ属	3	0.034	1	0.0005
20		グマガトビケラ属	14	0.12	80	0.097
21		ニンギョウトビケラ	3	0.006		
22		ニンギョウトビケラ属			1	0.0005
23		Nippotipula 亜属			3	0.2

24		Erioptera 属				
25		ホソカ属				
26		ボカシヌマユスリカ属	3	0.003	3	0.003
27		トラフユスリカ属	6	0.003		
28		ケブカエリユスリカ属	3	0.006		
29		ホソケブカエリユスリカ属				
30		ニセケバネエリユスリカ属				
31		Paratrissocladius 属	3	0.003		
32		ケバコブユスリカ属				
33		カワリユスリカ属	3	0.003		
34		ハケユスリカ属	3	0.003		
35		ハモンユスリカ属	6	0.003	6	0.003
36		キザキユスリカ属	15	0.006		
37		アシマダラユスリカ属				
38		ナガスネユスリカ属	6	0.003		
39		アシマダラブユ属	111	0.092		
		個体数/湿重量	758	2.486	682	2.515
		種 族	21		16	

滄浪泉園

No.	門名	和名	滄浪泉園			
			6月10日		12月10日	
			個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	扁形動物門	ナミウズムシ	2	0.006	7	0.006
2	軟体動物門	カワニナ			1	0.167
3	環形動物門	オヨギミミズ科	18	0.141	85	0.386
4		ヨゴレイトミミズ属				
5		ユリミミズ属	1	0.016		
0		ユリミミズ	5	0.442	1	0.004
7		イトミミズ	9	0.011	11	0.009
8		ツリミミズ目				
9		シマイシビル				
10	節足動物門	ミズムシ	1	0.005	2	0.011
11		カワリヌマエビ属	37	1.697		
12		アメリカザリガニ	2	1.251	3	0.045
13		サワガニ				

14		シロハラコカゲロウ	2	0.002	1	0.011
15		オニヤンマ			3	0.002
16		オナシカワゲラ属				
17		シマアメンボ	1	0.023		
18		ヒガシヤマクダトビケラ属				
19		カクツツトビケラ属	4	0.029		
20		グマガトビケラ属				
21		ニンギョウトビケラ				
22		ニンギョウトビケラ属				
23		Nippotipula 亜属			3	0.175
24		Erioptera 属			1	0.002
25		ホソカ属			3	0.002
26		ボカシヌマユスリカ属	2	0.001		
27		トラフユスリカ属	3	0.002		
28		ケブカエリユスリカ属				
29		ホソケブカエリユスリカ属				
30		ニセケハネエリユスリカ属	1	0.001		
31		Paratrissocladius 属				
32		ケバコブユスリカ属				
33		カワリユスリカ属	21	0.005		
34		ハケユスリカ属				
35		ハモンユスリカ属	1	0.001	3	0.001
36		キザキユスリカ属	3	0.001		
37		アシマダラユスリカ属	20	0.033		
38		ナガスネユスリカ属	16	0.003		
39		アシマダラブユ属				
		個体数/湿重量	149	3.67	123	0.644
		種 族	19		12	

美術の森緑地

No.	門名	和名	美術の森緑地			
			6月10日		12月10日	
			個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	扁形動物門	ナミウズムシ			1	0.0005
2	軟体動物門	カワニナ				
3	環形動物門	オヨギミミズ科				

4		ヨゴレイトミミズ属				
5		ユリミミズ属			10	0.062
0		ユリミミズ				
7		イトミミズ	15	0.008	51	0.58
8		ツリミミズ目			1	0.018
9		シマイシビル				
10	節足動物門	ミズムシ	52	0.146	4	0.003
11		カワリヌマエビ属				
12		アメリカザリガニ				
13		サワガニ	1	0.058	1	0.042
14		シロハラコカゲロウ	2	0.002		
15		オニヤンマ	5	0.601	14	1.947
16		オナシカワゲラ属	37	0.09		
17		シマアメンボ				
18		ヒガシヤマクダトビケラ属	2	0.004		
19		カクツツトビケラ属				
20		グマガトビケラ属				
21		ニンギョウトビケラ				
22		ニンギョウトビケラ属				
23		Nippotipula 亜属				
24		Erioptera 属				
25		ホソカ属			2	0.001
26		ボカシヌマユスリカ属	74	0.041	3	0.002
27		トラフユスリカ属	1	0.001		
28		ケブカエリユスリカ属				
29		ホソケブカエリユスリカ属	2	0.001		
30		ニセケバネエリユスリカ属	11	0.006	3	0.001
31		Paratrissocladius 属	31	0.011		
32		ケバコブユスリカ属	1	0.001		
33		カワリユスリカ属				
34		ハケユスリカ属				
35		ハモンユスリカ属	8	0.003	2	0.0005
36		キザキユスリカ属	13	0.005		
37		アシマダラユスリカ属				
38		ナガスネユスリカ属	23	0.008		

39		アシマダラブユ属				
		個体数/湿重量	278	0.986	92	2.135
		種 族	16		11	

*表中の数字は個体数/サンプル全量を表す。

*湿重量の単位はg、「+」は0.01g未満の出現を表す。

底生生物

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。

2回の調査により、貫井神社で27種類、滄浪泉園で23種類、美術の森緑地で20種類、合計39種類の底生生物が確認された。種類数は貫井神社が最も多く、美術の森緑地が最も少なかった。

個体数および湿重量について、2回の調査の平均値を比較すると、貫井神社では0.25㎡当たりの個体数が720個体と最も多かった。滄浪泉園および美術の森緑地はいずれも200個体以下で、貫井神社に比べてかなり少なかった。

湿重量では貫井神社が2.50g/0.25㎡と最も多かったが、滄浪泉園で2.16g/0.25㎡、美術の森緑地で1.56g/0.25㎡となり、地点による差は少なかった。これは、貫井神社では優占種が湿重量の大半を占めたのに対し、滄浪泉園および美術の森緑地では、個体数は少ないが、1個体の湿重量が大きい種が採取されたためである。

なお滄浪泉園ではアメリカザリガニおよびカワリヌマエビ属が、美術の森緑地でオニヤンマが湿重量の大半を占めた。

優占種を見ると貫井神社ではミズムシ、滄浪泉園ではオヨギミズ科および美術の森緑地ではボカシヌマユスリカ属が優占していた。

湧水環境では水質にかかわらずきれいな水の指標種から汚い水の指標種まで出現することが多く、一般河川の水質判定の手法をそのまま流用することは出来ない。本調査においても、各地点でミズムシやシマイシビル、アメリカザリガニなどの汚い水の指標種が確認されたが、その一方で、ナミウズムシ、サワガニ、シマアメンボおよびニンギョウトビケラなど、きれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられる。

付着藻類

No.	綱	和名	貫井神社		滄浪泉園		美術の森緑地	
			6月	12月	6月	12月	6月	12月
1	藍藻綱	アフアノカブサ属の一種					87,200	
2		クセノコックス属の一種						1,120,000
3		ホモエオスリックス属		1,400			8,720	22,400
4	紅藻綱	(シャントランシア期)	147,000		640,000	4,360	8,720	1,140,000
5	珪藻綱	オビケイソウ属		114				

資料編

6	緑藻綱	イチモンジケイソウ属			11,200	7,860		
7		イチモンジケイソウ属				15,700		
8		イチモンジケイソウ属	9,720		11,200	110,000	30,800	318
9		イチモンジケイソウ属			5,630	31,400	7,700	
10		イチモンジケイソウ属			5,630	7,860		
11		ニセクチビルケイソウ属		114	33,700			
12		クチビルケイソウ属	7,290	114				
13		クサビケイソウ属			5,630			
14		クサビケイソウ属			5,630			
15		フネケイソウ属				15,700		
16		フネケイソウ属				235,000		636
17		ジュウジケイソウ属				7,860		
18		ツメケイソウ属	24,300	990	33,700			
19		ツメケイソウ属			39,400	15,700		
20		ツメケイソウ属	143,000	285	45,000	157,000	762,000	1,470
21		ツメケイソウ属	51,000	114		15,700	92,400	159
22		ツメケイソウ属			39,400	15,700		
23		ツメケイソウ属	4,860		123,000	117,000		278
24		ツメケイソウ属	43,700		33,700	62,900	30,800	238
25		ツメケイソウ属			22,500	55,000	15,400	
26		ツメケイソウ属		114				
27		ツメケイソウ属	14,500		354,000	1,110,000	261,000	1,430
28		ツメケイソウ属			129,000			
29		ツメケイソウ属			5,630			
30		ツメケイソウ属の一種			230,000	31,400		
31		コメツブケイソウ属	216,000	952	5,630	31,400	385,000	3,460
32		ササノハケイソウ属			16,800			
33		ヒビミドロ属の一種					174,000	13,400
34		カエトフォラ科の一種			1,600,000		34,800	672,000
出現細胞数 (cells/全量)		661,370	4,197	3,396,380	2,047,540	1,898,540	2,975,789	
沈殿量 / (ml/全量)		0.4	<0.1	1.5	0.3	0.4	0.7	
種数		10	9	22	19	13	13	

*表中の数字は細胞数/サンプル全量を示す。採取面積は25cm²である。

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。

各地点の細胞数を見ると、滄浪泉園が2回の調査の平均で272万/cm²と最も多く、美術の森緑地も243万/cm²とほぼ同程度だった。貴井神社は2回の平均で33万/cm²と、かなり少なかった。特に12月の貴井神社は細胞数が約4000/cm²と非常に少なかった。

分類群別の割合を見ると貴井神社は大半が珪藻綱で、約2割が紅藻綱だった。滄浪泉園は約6割が珪藻綱で残りが緑藻綱と紅藻綱で占められていた。美術の森緑地では珪藻綱が最も多かったが、藍藻綱、紅藻綱、緑藻綱も2～3割を占めていた。

優占種を見ると、貴井神社では珪藻綱のコメツブケイソウ属、滄浪泉園は緑藻綱のカエトフォラ科の一種、美術の森緑地ではカワモズク科（シャントランシア期）は3地点全てで優占3位までに入っていた。また、珪藻綱のツメケイソウ属も優占種とはなっていなかったが、全地点2位もしくは3位となっており、全ての地点で多く見られた種類の一つだった。

珪藻綱の指標性から見ると、ほぼ全てがきれいな水域にしか出現できない弱汚濁耐性種で、ツメケイソウ属、ササノハケイソウ属が中汚濁耐性種であった。12月に確認されたフネケイソウ属が中汚濁耐性種であった。12月に確認されたフネケイソウ属は強汚濁耐性種で、強腐水域に出現できる種類であった。強汚濁耐性種は低頻度ならばどのような水質でも広く出現する種であり、本調査でも出現は多くなかった。これらのことから、3地点とも汚濁のない良好な水質にあると考えられる。

（平成22年度版水質監視測定及び湧水調査より）

魚の住める水質

野川の水質の項目でBODを調査しています。一般に、魚の住むことができる河川のBODは、5ppm以下といわれています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけの水で希釈しないとイケないのか、食べ物で表わしてみました。

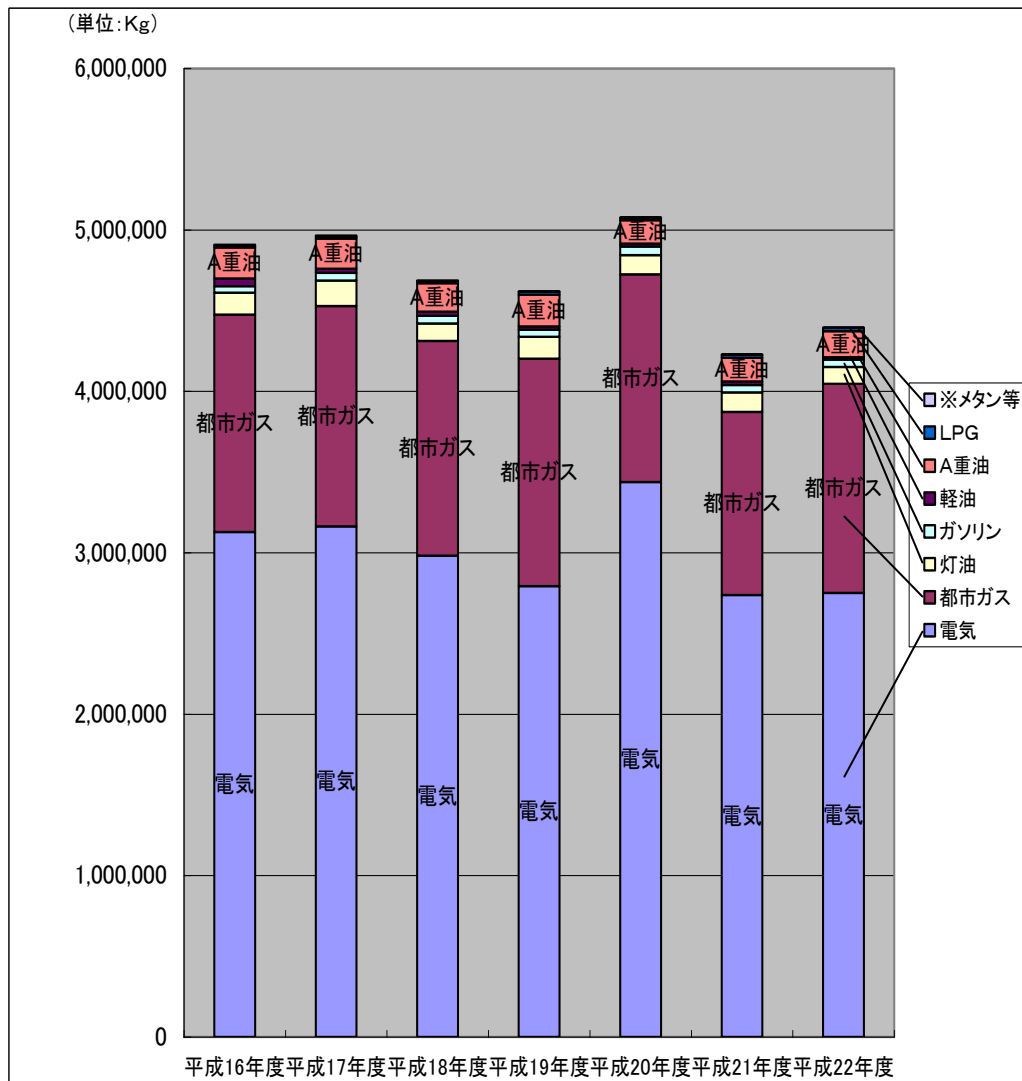
汚れぐあい		魚が住める水質にするために必要な水の量は（お風呂 300ℓ）
もしこれを捨てたら	その汚れはBOD (ppm)	
使用済天ぷら油（200ml）	1,500,000	200 杯分必要になります
牛乳（200ml）	78,000	10.4 杯分必要になります
味噌汁（200ml）	35,000	4.7 杯分必要になります
ラーメンのしる（200ml）	25,000	3.3 杯分必要になります

平成22年度市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における温室効果ガス排出量

(単位：kg)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電 気	3,128,150	3,162,354	2,982,588	2,792,594	3,437,112	2,737,040	2,750,274
都 市 ガ ス	1,346,569	1,366,271	1,328,679	1,409,495	1,287,624	1,135,720	1,296,417
灯 油	136,064	158,150	109,109	136,516	119,702	119,704	103,417
ガ ソ リ ン	40,073	47,444	47,052	42,844	51,780	46,400	47,326
軽 油	47,120	24,448	26,231	19,628	19,626	22,320	14,499
A 重 油	192,410	186,990	176,150	197,830	143,630	146,340	159,890
L P G	13,900	13,330	13,014	17,424	14,646	18,000	20,096
※メタン等	3,575	6,139	2,603	2,535	2,659	2,583	2,553
計	4,907,861	4,965,126	4,685,426	4,618,866	5,076,779	4,228,107	4,394,472
基準年対比(%)	基準年	1.2	△4.5	△5.9	3.4	△13.9	△10.5

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



市では、平成19年3月に地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定しています。地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市の削減目標は、基準年度を平成16年度と定め、平成22年度までに市施設から排出する温室効果ガスを6.3%削減することを目標値としています。

基準年度	平成16年度	排出量	4,907,861kg	
	平成17年度	排出量	4,965,126kg	1.2%増加
	平成18年度	排出量	4,685,426kg	4.5%削減
	平成19年度	排出量	4,618,866kg	5.9%削減
	平成20年度	排出量	5,076,779kg	3.4%増加
	平成21年度	排出量	4,228,107kg	13.9%削減
現在の進捗状況	平成22年度	排出量	4,394,472kg	10.5%削減
目標値	平成22年度	排出量	4,597,121kg	6.3%削減

平成22年度は、基準年の平成16年度に対し10.5パーセントの削減でした。

雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車などにするための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

年度別補助件数

年 度	補助件数	交付実績額
平成18年度	9件	194,230円
平成19年度	6件	81,310円
平成20年度	13件	216,570円
平成21年度	20件	293,850円
平成22年度	10件	233,370円

雨は自然の恵みです。雨水を有効利用しましょう。

補助対象：市内に建築物を所有、又は使用している方で、雨水貯留施設を購入し設置した方。

補助金額：購入金額（本体価格）の2分の1に相当する額で、3万円を上限とする。（年度内の申請は1回で最大2基まで。再申請までは3年以上の期間）

住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度

市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、平成22年度から太陽光発電設備などの住宅用新エネルギー機器を設置した方に対して、補助金を交付しています。

平成22年度補助実績

区 分	補助件数	交付実績額
住宅用太陽光発電システム	61件	5,544,000円
高効率給湯器	141件	4,230,000円
燃料電池	4件	200,000円
合計	206件	9,974,000円

グリーン購入について

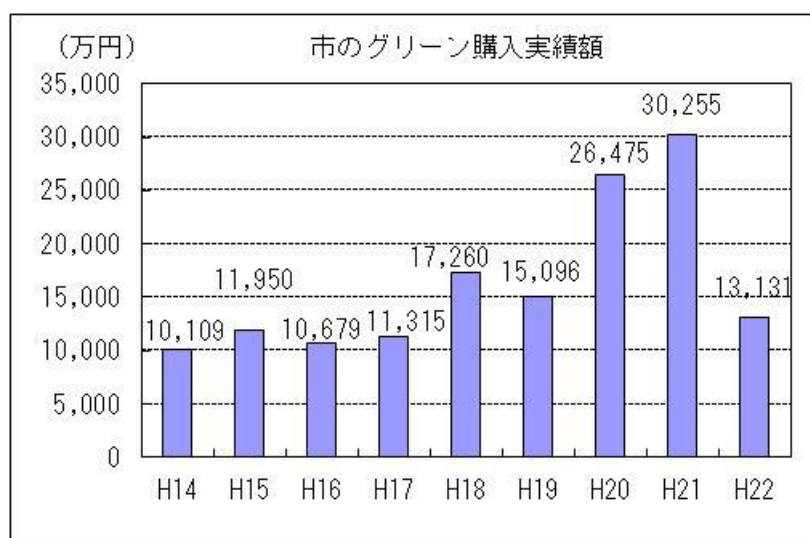
市役所内での22年度のグリーン購入状況率（資料編参照）

1 市全体

平成21年度集計に比べグリーン購入率は14.3%減少し29.5%という数字になりました。全購入額が約2億4千700万円の減額、そのうちグリーン購入は約1億7千200万減額となり、合計購入率を落とす結果となりました。

2 分類別

12分類では、文書保存箱が100%です。用紙・納入印刷の紙類については意識が高いのですが、さまざまな業務で多様な紙の種類を使うために100%は目指してはいますが達成は難しいと考えます。（各部のパーセンテージ参照）



資料編

部名	1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 寝装・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 平均%
企画財政部	55,640	212,248	0	0	57,120	0	0	0	0	22,332,633	0	137,562	22,795,203
	55,640	543,986	0	0	831,086	9,345	0	0	0	22,452,491	0	663,455	24,556,003
	100.0%	39.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.5%	0.0%	20.7%	92.8%
総務部	735,945	1,126,443	141,750	0	0	207,873	764,400	2,415,105	379,260	2,058,267	379,926	1,445,645	9,654,614
	739,352	1,958,726	141,750	230,160	0	322,100	764,400	7,383,932	379,260	2,095,366	2,189,348	20,453,342	36,657,736
	99.5%	57.5%	100.0%	0.0%	0.0%	64.5%	100.0%	32.7%	100.0%	98.2%	17.4%	7.1%	26.3%
市民部	941,332	755,618	11,760	163,800	0	34,256	0	0	0	6,662,105	156,660	1,104,094	9,829,625
	949,018	3,593,348	11,760	446,586	2,635,395	86,808	0	0	0	12,167,284	156,660	11,505,851	31,552,710
	99.2%	21.0%	100.0%	36.7%	0.0%	39.5%	0.0%	0.0%	0.0%	54.8%	100.0%	9.6%	31.2%
環境部	334,438	508,254	28,350	0	28,724	44,431	832,650	109,421	0	3,942,380	198,870	8,764,093	14,791,611
	349,552	1,753,615	28,350	603,319	64,131	94,978	832,650	217,844	0	4,581,126	237,253	24,373,508	33,136,326
	95.7%	29.0%	100.0%	0.0%	44.8%	46.8%	100.0%	50.2%	0.0%	86.1%	83.8%	36.0%	44.6%
福祉保健部	726,109	921,754	0	5,953	17,062	4,594	0	0	0	6,161,071	78,225	705,392	8,620,160
	757,425	2,693,938	0	16,986	767,085	39,747	0	49,999	0	6,884,195	263,130	1,950,722	13,423,227
	95.8%	34.2%	0.0%	35.0%	2.2%	11.6%	0.0%	0.0%	0.0%	89.5%	29.7%	36.2%	64.2%
子ども家庭部	378,650	2,630,616	0	309,371	0	50,546	0	3,528	0	878,982	309,482	1,093,080	5,654,255
	382,640	5,089,242	0	355,728	1,407	56,546	0	4,536	309,204	1,147,698	565,180	10,388,945	18,301,128
	99.0%	51.7%	0.0%	87.0%	0.0%	89.4%	0.0%	77.8%	0.0%	76.6%	54.8%	10.5%	30.9%
都市整備部	386,918	577,001	0	9,839	0	0	0	9,702	0	78,561	0	368,223	1,430,244
	386,918	973,983	0	9,839	22,680	0	0	18,701	0	474,502	4,788	1,790,525	3,681,936
	100.0%	59.2%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.9%	0.0%	16.6%	0.0%	20.6%	38.8%
開発事業本部	46,719	117,223	0	0	0	0	0	0	0	70,350	0	0	234,292
	46,719	327,793	0	0	0	0	0	0	0	70,350	0	32,696	477,558
	100.0%	35.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	49.1%
会計課	19,268	7,424	0	0	0	0	0	0	0	520,275	0	0	546,967
	19,268	139,359	0	0	0	0	0	0	0	520,275	0	0	678,902
	100.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	80.6%
学校教育部	398,422	635,363	0	1,480,047	261,135	4,923	0	647,680	0	2,911,137	6,510	6,277,949	12,623,166
	406,318	1,379,738	0	49,120,957	1,005,333	8,854	1,819,650	1,269,645	22,050	3,209,310	1,417,888	52,860,176	112,519,819
	98.1%	46.0%	0.0%	3.0%	26.0%	55.6%	0.0%	51.0%	0.0%	90.7%	0.5%	11.9%	11.2%
小学校	2,485,222	10,140,430	0	2,235,312	235,341	317,761	0	9,839	0	1,599,680	885,325	1,036,491	18,945,401
	2,491,984	18,449,174	0	2,520,429	535,193	542,218	0	287,448	7,077	1,599,680	1,291,299	31,733,155	59,457,657
	99.7%	55.0%	0.0%	88.7%	44.0%	58.6%	0.0%	3.4%	0.0%	100.0%	68.6%	3.3%	31.9%
中学校	2,247,956	6,007,140	11,430	1,315,482	0	269,221	0	26,271	0	1,749,237	352,946	2,491,536	14,471,219
	2,262,826	9,948,325	11,430	3,149,730	11,445	335,476	0	85,606	0	1,749,237	352,946	26,081,825	43,988,848
	99.3%	60.4%	100.0%	41.8%	0.0%	80.3%	0.0%	30.7%	0.0%	100.0%	100.0%	9.6%	32.9%

資料編

部名	1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 服装・道具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 平均%
生涯学習部	264,091	1,394,662	0	0	0	159,057	0	0	0	1,179,801	200,841	2,041,426	5,239,678
	264,091	2,237,626	0	58,002	38,081	168,177	0	0	0	1,210,680	293,901	42,985,928	47,256,486
	100.0%	62.3%	0.0%	0.0%	0.0%	94.6%	0.0%	0.0%	0.0%	97.4%	68.3%	4.7%	11.1%
議会事務局	92,177	56,898	0	0	241,500	0	0	0	0	1,366,680	0	24,360	1,781,615
	92,177	174,635	0	0	241,500	0	0	0	0	1,366,680	0	1,679,610	3,554,602
	100.0%	32.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0	1.5%	50.1%
選挙管理委員会 事務局	83,559	246,215	0	0	3,441,480	0	0	0	0	531,032	210,000	15372	4,527,658
	130,120	358,459	0	2,415,000	10,019,037	21,546	0	0	0	1,334,307	210,000	1,393,118	15,881,587
	64.2%	68.7%	0.0%	0.0%	34.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	39.8%	100.0%	1.1%	28.5%
監査委員会 事務局	0	12,536	0	0	0	0	0	0	0	50,400	0	0	62,936
	0	41,247	0	0	0	0	0	0	0	50,400	0	1,620	93,267
	0.0%	30.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	67.5%
選挙管理委員会 事務局	22,680	17,240	0	0	16,800	0	0	0	0	49,350	0	0	106,070
	22,680	50,868	0	0	34,335	0	0	2,961	0	49,350	0	1,700	161,894
	100.0%	33.9%	0.0%	0.0%	0.489296636	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	65.5%
市合計	9,219,126	25,367,065	193,290	5,519,804	4,299,162	1,092,662	1,597,050	3,221,546	379,260	52,141,941	2,778,785	25,505,223	131,314,914
	9,356,730	49,714,062	193,290	58,926,636	16,206,708	1,685,795	3,416,700	9,320,672	717,591	60,962,931	6,982,393	227,896,176	445,379,684
	98.5%	51.0%	100.0%	9.4%	26.5%	64.8%	46.7%	34.6%	52.9%	85.5%	39.8%	11.2%	29.5%

部名	グリーン購入額：円
	全購入額：円
	グリーン購入比率：%

環境行動チェックシート

市では、平成19年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

チェックシート(市民用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼		日	日	日
家のなかやその周りで	1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる			
	2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	3 こまめに水道の蛇口をしめる			
	4 風呂の水を再使用する			
	5 洗剤は極力石けんをしようするとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める			
	6 生ごみの水切りを励行する			
	7 unnecessary 電源のつけっぱなしはやめる			
	8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
出かけるときに	9 自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する			
	10 アイドリングストップに取り組む			
	11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる			
買うモノときを	12 使い捨て製品は買い控える			
	13 物品の購入時には、マイバッグを持参する			
	14 省エネ製品を選択する			
捨てるモノを	15 可能な物ものは修理して使う			
	16 分別を徹底する			
	17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る			
する域とき活動に	18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
		日	日	日
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼				
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの照明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

用語	解説
アスベスト	天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、大気汚染防止法、環境確保条例で届出を義務づけている。
雨水浸透ます	透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設
エコストア	簡易包装やはかり売り、マイバック奨励、省エネ、ごみ減量や分別など、環境負荷の低減を積極的に行っているお店のこと。市では、エコストアの認証制度を行っている。
オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。
温室効果ガス	太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。
環境確保条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度などが定められている。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。
環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の付属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員などから構成される。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取り組みを継続して改善

	していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。
環境ラベリング制度	環境負荷が小さく環境的に優れたことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の普及・促進させることを目的とした制度
環境リスク	人間活動によって、環境に加えられる負荷が、環境中の経路を通じて、人の健康や生態系等に悪影響を及ぼすおそれ。「どうしても避けたい環境影響」の起こる確率で表現される。
京都議定書	平成 9 年（1997 年）12 月京都で開催された COP 3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は 2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU 8%など）を約束した。平成 17 年(2005 年)2 月に発効した。
グリーン購入	必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」なども基準を設けている。
光化学オキシダント	大気中に窒素酸化物や炭化水素などが、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。
こどもエコクラブ	環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。
コーディネート	さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること
小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 16 年 9 月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市などが協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案などに取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ http://www.koganei-kankyo.org/

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行
国分寺崖線（はげ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。
親水	水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえるようになった。
生物多様性	現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が、遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。
地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらす、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待される。
中水	上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。
野川の自然再生事業	自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなく、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。
パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、市などの各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取り組みを進めること。
P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促	有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表する P R T R 制度を

進に関する法律)	定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。
ヒートアイランド現象	都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などにより、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりにくくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効活用などが重要である。
ビオトープ	本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
フードマイレージ	輸送する食料の総重量と輸送距離をかけたもので判断する指標のひとつ。数値が大きいほど大量の食料を遠距離から輸送していることとなり、環境に大きな負荷を与えることとなる。
水収支	雨水の地下への浸透量、蒸発散量、河川・下水道への雨水流出量、井戸による地下水の揚水量など、水の挙動に関する様々な要素を定量的に明らかにし、地下に入ってくる水の量（収入）と地下から出て行く水の量（支出）の関係を表したもの
水循環	地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。
モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること
有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入などを規制している。
リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとすることをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること

リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し使用すること
緑地	狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含まれる。

小金井市環境基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的な取組（第8条）
- 第3章 環境基本計画等（第9条—第12条）
- 第4章 施策の推進（第13条—第24条）
- 第5章 環境学習（第25条）
- 第6章 環境審議会（第26条）
- 第7章 環境市民会議（第27条）
- 第8章 雑則（第28条・第29条）

付則

前文

私たちのまち小金井市は、武蔵野台地の南西部に位置し、古多摩川が形成した高低二つの段丘に広がっている。これらの段丘を分ける国分寺崖線（はげ）の緑や湧水、野川の水辺空間、先人が築いてきた玉川上水や屋敷林、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、身近な自然の減少や都市・生活型公害など、様々な環境問題を発生させ、さらには人と生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、このような事態を招いた社会経済システムを今こそ見直し、自然と共生する循環社会を早急に築いていく必要がある。そのためには、環境問題を自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動においても率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

もとより私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を確保し、次の世代に継承していく責務を有している。

小金井市では、すべての市民が環境について積極的に学習し、人と人とのつながりを深め、人と生物と地球に等しく価値を認める環境倫理を共有しながら、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。） 、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環社会 有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用するとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 生物多様性の保全 様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (5) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン） 動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての

者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定、推進する責務を有する。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な安全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(教育機関の責務)

第7条 教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

第2章 基本的な取組

(基本的な取組)

第8条 市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる取組を協働して推進するものとする。

(1) 緑

- ア 樹林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。
 - イ 農地の保全及び食糧生産に関すること。
- (2) 水
- ア 河川、湧水^{ゆうすい}及び地下水の保全、水循環の回復並びに雨水利用に関すること。
 - イ 水質の保全に関すること。
- (3) 自然環境
- ア 大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。
 - イ 生物多様化の保全に関すること。
 - ウ 人と自然との触れ合いの確保に関すること。
- (4) 公害の防止
- ア 公害の防止に関すること。
 - イ ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の有害化学物質による影響の防止に関すること。
- (5) 景観・歴史的文化的遺産
- ア 良好な景観の確保に関すること。
 - イ 歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (6) 資源・エネルギー
- ア 資源の循環的な利用に関すること。
 - イ 廃棄物の発生の抑制に関すること。
 - ウ エネルギーの使用総量の削減、有効利用及び創出に関すること。
- (7) 地球環境
- 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

第3章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定や実施に当っては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

第4章 施策の推進

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し環境保全の対策をとるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制的措置)

第14条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制的措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民及び事業者が率先して環境への負荷の低減その他の環境の保全等に資する活動を促進するよう優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、事前に十分な調査や研究を行った上で、市民及び事業者が自らの活動や事業による環境への負荷を低減させるよう経済的負担を課すなどの誘導的措置を講ずることができる。

(公害に係る紛争の処理等)

第16条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害の原因となる行為に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した物品等の購入の推進)

第17条 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなくてはならない。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、環境に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(活動等の支援)

第19条 市は、市民及び事業者による環境の保全等に資する活動及び事業を支援するとともに、連携して積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体に積極的に提言するとともに、協力して推進するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に繁栄するよう努めなくてはならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政措置)

第23条 市長は、環境の保全等の施設を実現するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第24条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制を庁内に整備するものとする。

第5章 環境学習

(環境学習)

第25条 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、環境の保全等に資する活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。

2 市及び教育機関は、環境学習の機会の提供及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全等に率先して取り組む人材の育成に努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第26条 市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等の施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民 4人以内

(2) 事業者 2人以内

(3) 学識経験者 3人以内

(4) 関係行政機関の職員 1人以内

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 環境市民会議

(環境市民会議)

第27条 市民、事業者等は、積極的に環境の保全等の活動をするための組織として、小金井市環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を置くことができる。

2 環境市民会議は、環境の保全等に関する施策等について、市長に意見を述べるすることができる。

3 環境市民会議は、市民、事業者、教育機関に属する者、市職員等で構成する。

4 市は、環境市民会議の活動を支援するものとする。

第8章 雑則

(指導、勧告等)

第28条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、関係者に対し説明もしくは勧告を求め、又は必要な指導もしくは勧告を行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

」

「

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

小金井市の地下水及び湧水^{ゆう}を保全する条例

前文

小金井市には、地下水が湧き出る国分寺崖線^{がいの}（はげ）が東西に延びており、湧水^{ゆう}に親しみを持つ多くの市民が住んでいる。このような中で、地下水の保全を願う市民の努力により、小金井市の雨水浸透ますは、世界的にみても高い設置率になっている。

地下水は、大気、地表、地下及び海洋における水循環の中にあつて、環境を構成する重要な要素である。また、河川水と比べて水温の変化が小さく、土壌のろ過作用を経て水質が清浄であることから、安全性、使い易さ、おいしさなど飲料水としても優れた特性を持っており、小金井市では、水道水の多くを地下水に求めている。

一方、近年都市化による地表の被覆や地下水脈の分断、汚染等が進み、地下水及び湧水^{ゆう}への影響も深刻である。

ここに、健全な水循環を取り戻し、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水^{ゆう}を保全するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地下水の涵養^{かん}を更に進めるとともに、地下水脈の分断を防ぎ、汚染のない地下水を適正利用しながら、安全な飲料水を確保し、地下水の保全及び湧水^{ゆう}の回復を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 雨水等が地下に浸透して蓄えられた小金井市（以下「市」という。）の区域内の地下に存在する水をいう。
- (2) 湧水^{ゆう} 市の区域内において地下水が湧き出たものをいう。
- (3) 大口地下水利用者 日量平均500立方メートル以上の地下水を採取し、利用する者をいう。
- (4) 地下水影響工事 建築物その他の工作物等の工事で、地下水の水位、水質、流れ又は湧水^{ゆう}に影響を及ぼすおそれがあるものをいう。
- (5) 雨水浸透施設 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装又は雨水浸透側溝等雨水の地下浸透を促進するための施設をいう。
- (6) 雨水貯留施設 雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出を抑制し、その利用を図る施設をいう。

(7) 適正管理化学物質 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）別表第11に掲げる化学物質をいう。

（市の責務）

第3条 市は、次に掲げるところにより、貴重な飲料水源及び自然環境資源である地下水及び湧水の保全に係る必要な措置を講じなければならない。

(1) 地下水及び湧水を将来にわたって保全するために、総合的かつ計画的な施策を実施すること。

(2) 市民及び事業者に地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力を求めること。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力し、第21条に基づく指導に従う責務を有する。

（大口地下水利用者の責務）

第5条 大口地下水利用者は、雨水の利用、地下水の涵養及び節水に必要な措置を講ずる責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、節水、緑地の保全等により自ら地下水及び湧水の保全に努めるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力するものとする。

（地下水等の現況把握等）

第7条 市長は、地下水の水位、水質、流れ及び湧水の現況把握に努めるとともに、地下水影響工事に対する措置等について情報収集に努めるものとする。

（地下水保全会議）

第8条 市長は、地下水に関する情報分析等のために、学識経験者等で組織する小金井市地下水保全会議（以下「会議」という。）を設置するものとする。

2 会議は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(雨水浸透施設の設置等)

第9条 市は、雨水を地下浸透させるために、建築物の新築又は増改築等に際し施工主に対して、雨水浸透施設の技術指導基準（昭和63年5月18日制定）による雨水浸透施設の設置について協力を求めるものとする。既存の建築物についても、また、同様とする。

2 市は、健全な水循環を維持、回復するために、緑地及び樹林地の保護、拡大、農地の保全などの施策を進めることにより雨水の自然な地下浸透を図るとともに、特に市の管理する公共用施設の整備に当たっては率先して雨水の地下浸透を図るものとする。

(雨水貯留施設の設置)

第10条 市は、建築物の所有者等に対して雨水貯留施設の設置について協力を求めるとともに、雨水の積極的な利用について啓発するものとする。

(節水等)

第11条 水道水を使用する者は、その多くを地下水に求めていることを考慮し、節水に努めなければならない。

2 地下水を採取し利用する者は、その適正な利用を図るとともに、地下水の涵養^{かん}に努めなければならない。

(地下水の流れの確保)

第12条 建築物その他の工作物の新築等をしようとする者は、地下水の流れを妨げ、地下水の保全に支障を及ぼさないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下水影響工事に係る書類の提出)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するため、別に定める基準により、地下水影響工事の施工主に対し、当該地下水影響工事に係る地質報告書の写しその他の書類の提出を求めるものとする。

(地下水及び湧水^{ゆう}の汚染の防止)

第14条 市は、地下水及び湧水^{ゆう}の汚染（以下「地下水汚染」という。）のおそれがあると明らかに認められるときは、速やかにその汚染防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(汚染の場合の措置)

第15条 市は、地下水汚染が発生し、又は発見された場合は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）及び東京都土壌汚染対策指針（平成15年東京都告示第150号）により東京都及び近隣市と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(適正管理化学物質の使用実績等の報告)

第16条 市内に工場及び指定作業場を設置している者で規則で定める量以上の適正管理化学物質を取り扱うものは、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質の使用実績等について、市長に報告しなければならない。ただし、都条例第110条の規定に基づく報告をしている者は、それをもって代えるものとする。

(地下水及び湧水の保全・利用に係る計画)

第17条 市長は、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画を小金井市環境基本条例（平成15年条例第4号）第9条に規定する環境基本計画の中に定めるものとする。

(市民団体等との連携)

第18条 市、市民団体、公共的団体及び事業者は、地下水及び湧水の保全並びに現況把握、情報の収集等について連携し、相互に協力するものとする。

(東京都及び関係地方公共団体との広域連携)

第19条 市は、地下水の広域性、流動性等の自然要因にかんがみ、東京都及び関係地方公共団体との広域連携を緊密にするとともに、地下水涵養のために相互に働きかけるよう努めなければならない。

(災害時の利用)

第20条 市は、災害時に地下水及び湧水を利用することができるようその保全に努め、必要な措置を講ずるものとする。

(指導)

第21条 市長は、地下水又は湧水を汚染した者、汚染するおそれがあると明らかに認められる者、第13条による書類の提出に応じず、又は第16条の規定に基づく報告をしない者もしくは虚偽の報告をした者に対して、指導することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

小金井市環境条例関係

「

環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地下水保全会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。



小長久保公園（本町3丁目13番地内）

小金井市環境報告書 平成22年度版

発行：平成24年3月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。